

平成17年6月28日
警 察 庁

第2回犯罪被害者等基本計画検討会において積み残した犯罪被害者等基本法の基本的施策に係る性暴力被害者及び身体医療に関する要望について

児童虐待の被害者である子供の経済的負担の軽減のために、奨学金制度の特別枠、塾への支援をするべき

現在、財団法人犯罪被害救援基金において、国民各層から寄附された浄財を基本金として、昭和56年10月から、犯罪被害遺児等に対する奨学金等給与事業を行っており、事業開始以来、平成16年12月までに、延べ約1,600人の奨学生に対し約16億4,000万円の奨学金を給与していると承知している。

同基金において、児童虐待の被害者である子供に対する奨学金等の制度を創設するか否かについては、基本的には、経済情勢や同基金の財政状況を踏まえ、同基金が判断すべきものと考えられるが、警察としても、ご要望の趣旨を同基金に伝えてまいりたい。

性感染症に関する検査料金の公的負担

現在、多くの都道府県警察においては、犯罪被害給付制度とは別に、性犯罪被害者に係る初診料、診断書料等を公費で負担する制度を導入しているところであり、性犯罪被害者に係る性感染症に関する検査費用等についても、公費で負担する制度を採り得るか等について、引き続き検討してまいりたい。

精神的な被害が低く見積もられていて不本意である

現行の犯罪被害給付制度においては、精神的被害により、入院14日かつ加療1か月以上という要件に該当すると認められるときは重傷病給付金の支給対象となり、保険診療による医療費の自己負担相当額について、3か月を限度とした額の支給を受けることができる。

また、精神的被害による障害が障害等級に該当すると認められるときについても、その障害の程度に応じて障害給付金の支給を受けることができる。

なお、重傷病給付金の支給範囲の拡大については、必要な調査、専門家の意見聴取等を踏まえて、検討を行っていくこととしている。